

更別村農業委員会議事録

平成29年 第11回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

平成29年11月20日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 平成29年11月20日（14時24分開会、15時30分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 恵 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	穴 戸 功

(4) 議事録署名委員

9番 赤澤委員 10番 及川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 浩二 主事 尾花 圭市
村産業課 産業課農政係長 栗原 利全

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について
報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号 現況証明願について
議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について
- ② 平成29年度南十勝農業委員等研修会について
- ③ 平成29年第12回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは皆様お疲れ様です。お揃いになりましたので、ただ今から平成29年第11回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則第7条で定める定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。11月の定例会にそれぞれお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

近頃、日に日に寒さが厳しくなっております。皆さんにおかれましても体調に気を付けられて毎日過ごされているかと思います。

本日は報告事項3件、議案6件となっております。それぞれ審議のほどよろしくお願い致します。よろしくお願い致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。9番 赤澤委員、10番 及川委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 次に、これより議件に入らせていただきます。1) 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。10月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今の説明の中で、ご質問があればお受け致します。
(「ありません」の声)

【議長】 なければ、よろしいですね？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 では次に移ります。2) 報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局】 報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明致します。
本年7月に農地法第4条の規定により許可した農地転用について、許可日から3ヶ月経過時点の工事進捗状況報告書が提出されましたので報告するものです。
(報告案件朗読)

現地での状況確認につきましては、担当委員にお願いをしているところです。

【議長】 ただ今の件につきまして、現地確認をしていただいた宍戸委員、報告お願い致します。

【宍戸委員】 今日午前中に現地を確認してきました。基礎工事が大体終わって、今ベース、ベタ打つ段取りをやっている最中で、若干遅れているようなことは言っていましたけども、年内には何とか屋根までかければ良いなと言っていました。

【議長】 ただ今の件につきまして、何かご質問ございませんか？
(「ありません」の声)

【議長】 なければ、よろしいですね？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

【議長】 では報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明をお願い致します。

【事務局】 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。10月定例総会議案調製以降、1件の賃貸借に係る合意解約が成立した旨通知がありましたので報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 この件につきまして、ただ今事務局より説明がありましたが、ご質問をお受け致します。

(質疑等無)

【議長】 よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは説明のとおりと致します。

(4) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それではこれより議案に入らせていただきます。議案第1号 現況証明願について、説明をお願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。議案のとおり1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議を願うものです。

(議案朗読)

現地調査については、地区担当委員を含む3名の委員にお願いをしているところです。

【議長】 ただ今の件につきまして、現地確認を行われました河瀬委員よりひとつよろしく願い致します。

【河瀬委員】 11月17日の日にですね、日光代理、日崎委員、私とで現地を確認してきました。この資料のとおり、現況、別紙の2頁目については宅地、3頁目の地目については山林ということでの利用ということで確認をしてきました。

【議長】 ただ今のこの件につきまして、ご質問、ご意見をお受け致します。

ありませんか？

(「ありません」の声)

【議 長】 なければ、証明してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 証明するものと致します。

(5) 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について

【議 長】 次、議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について、説明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に
対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

(議案朗読)

現地調査については担当委員をお願いしているところです。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この件につきまして、現地確認を行われた
塩田委員より説明をお願い致します。

【塩田委員】 11 月 15 日の日に現地調査を行ってきました。夏頃より山林の伐採、抜
根、均平ということで、現在秋蒔き小麦が播種されている状態です。現況
畑として利用されています。

【議 長】 ただ今塩田委員より説明がありましたが、この件につきまして何かご意
見ありませんか？

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で承認してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 承認するものと致します。

(6) 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

【議 長】 次、議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説
明をお願い致します。

【事 務 局】 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明致

します。所有権移転 1 件の申請について許可してよろしいか審議願うものです。

(議案朗読)

6 頁から 9 頁は許可申請書の写しになります。内容は譲り受ける側の A の状況になります。

農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、7 頁の左上の表に既存の経営面積が載っており、これに今回の申請面積を加えると下限面積の 2ha に達していること、続いて 7 頁左側の中程「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から 8 頁右側の上「10 周辺地域との関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、必要な農作業に常時従事できるか、具体的には年間 150 日以上、そして周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないかをご確認願います。

事務局としては、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今事務局より説明がありましたが、しばし時間を取りますので、お目通しを願います。

(各委員確認)

【議 長】 お目通しいただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 この件について、改めてご質問、ご意見をお受け致します。

(質疑等無)

【議 長】 この件につきまして、許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 次、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権移転 1 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議願うものです。

(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事を満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました、この件につきまして、ご質問等お受け致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定致します。

(8) 議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

【議長】 次、議案第 5 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第 5 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。

はじめに、A4 判 2 枚物で右上に「資料 議件説明用」と記載してある資料をご覧ください。1 頁「1. 議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」になります。

黒丸の一つ目、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項「農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない。」とされており、(1)その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、(2)その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法が指針に定める内容となります。

※印の「努めなければならない」については、先週の地区別研修会でも説明があったとおり、努力規定であって義務ではありません。

続いて黒丸の二つ目、農地利用最適化交付金事業実施要綱 第 6 事業実施の要件「農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第 7 条の指針を作成していることを事業実施の要件とします。」とされています。

先月の定例総会で説明しましたが、新制度へ移行した農業委員会については、農業委員の手当・報酬の財源として国で新たに事業化された「農地利用最適化交付金」を申請することができます。

指針の作成は義務ではありませんが交付金を受けるためには作成が必須

要件ですので、今回案を作成したところです。

それでは議案に戻りまして、指針の案をご覧ください。こちらは全国農業会議所が出された参考例を基に作成しております。

指針案の第1では基本的な考え方を述べています。要約で説明しますが、法改正により「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務として明確に位置付けられたこと、更別は大規模農業展開の反面、担い手が減少傾向で今後遊休農地の発生が懸念されるためその防止の取り組みと、自作地化を求める担い手への集積・集約化に応える取り組みのため、農業委員が活動を通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、指針として具体的な目標と推進方法を定めるとしております。

指針は農業委員の改選期に合わせて平成31年度までの目標達成に向けた計画として改選期である3年ごとの検証・見直しを行うとし、単年度の具体的な活動は、別に定めている「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとしています。

第2では具体的な目標と推進方法を定めています。

1の(1)遊休農地の解消目標は、現状・目標とも遊休農地面積ゼロとしています。頁一番下の目標設定の考え方として、現在ゼロであり期間中ゼロを維持するとしています。

1の(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法ということで、①では法に基づく利用状況調査、これは毎年行っている農地パトロールですがその実施の徹底と、万一遊休農地を発見した場合は次の段階の利用意向調査というものを実施し、それぞれの結果を農地情報公開システムというものに反映し公表するとしています。

②農地中間管理機構との連携についてですが、利用意向調査を行った場合、遊休農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思の表明があったときは、農地中間管理機構への貸付手続を行うとしています。

③非農地判断について、調査により再生利用困難に区分された荒廃農地は非農地判断を行い、守るべき農地を明確化するとしています。

2の(1)担い手への農地利用集積目標は、現状の集積率96.6%に対し、目標では97%としています。表の下、目標設定の考え方として、村で今年3月に策定した基本構想で、その後10年間の集積目標を98%としており、それに合わせた増加割合を目標値としています。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、①では人・農地プランの見直し検討に積極的に関わるとし、②では村、農地中間管理機構、農協等と連携して農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うとし、③では担い手の意向を踏まえた農地集約化のための利用調整を推進するとしています。④は基本ないものと捉えていますが、農地の所有者等を確知することができない農地があった場合、公示手続を経て知事裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めるとしています。

3の(1)新規参入の促進目標は、現状3経営体で281.4ha、目標で同じく3経営体150haとしています。表の下、目標設定の考え方として、過去3年間は法人の設立によるもので、毎年1法人が設立された経過を踏まえ、今後3年間についても同様に推移することを見込んでの目標値設定としています。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法として、①村・農協・北海道農業公社等の関係機関と連携し、新規参入希望者の情報収集・共有化を図るとともに、必要なサポートを実施するとしています。

以上の内容で指針を定めてよろしいか、審議の方をお願い致します。

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたが、指針の案について、この形で進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、進めていただくものと致します。

(9) 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明をお願い致します。

【事務局】 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。売買2件、賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議願うものです。

(議案朗読)

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたように、売買のあっせんが2件、賃貸のあっせんが1件申出がございます。この件につきまして、あっせんしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 併せて、この3番目の賃貸の件につきまして内容が従前と変わらないものなので、書類あっせんで進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではそのように決定させていただきます。

それではあっせん委員の選任に入らせていただきます。まず1件目、売買、Bのあっせんにつきまして、あっせん委員は日崎委員、大地委員、九々委員、山中委員。取りまとめは日崎委員よろしくお願い致します。

次、2件目、Cの農地の売買のあっせんにつきまして、あっせん委員ですが、福田委員、河瀬委員、塩田委員、山中委員。取りまとめは福田委員

よろしくお願い致します。

次、3 件目、Dから申出がありました賃貸の件につきまして、あっせん委員は日崎委員、河瀬委員、大地委員、赤澤委員。この件につきまして、日崎委員取りまとめお願い致します。

順番は変わりますが、3 番目のDの賃貸の書類あっせんの件ですが、本日定例会終了後開催してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、あたっておられます委員には、終了後それぞれあっせんにあたっていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは戻りまして、Bの申出がありました売買の件につきまして、日崎委員取りまとめお願い致します。

※ 日崎委員取りまとめによりあっせん委員会開催日時を調整

【議 長】 それでは、Bのあっせんにつきましては来週 27 日に。

※ 福田委員取りまとめによりあっせん委員会開催日時を調整
(河瀬委員日程が合わないため、日光代理へ交代)

【議 長】 それでは、午前中B、午後からCのあっせんということで、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 Bの件については 9 時 30 分、現地確認、あっせん委員会という流れになります。午後のCの件については 13 時からという提案がありましたが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、Cの件につきましては 13 時の集合とさせていただきます。これで議案につきましては終わります。

6. その他の協議状況

(1) 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について

【議 長】 5番目、その他、1) 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について説明をお願い致します。

【事 務 局】 2 枚物の「資料 議件説明用」の 2 頁をご覧ください。「2. その他 1) あ

っせん譲受等候補者名簿」について説明致します。

黒丸の一つ目、道の農地移動適正化あっせん事業実施要領 第3の7で「農業委員会は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録したあっせん譲受等候補者名簿を作成する」とされています。適当と認められる候補者は、アンダーラインのあっせん基準に適合し、農業生産の中核的担い手になると見込まれる農業を営む者に限となっています。

次に黒丸の二つ目、こちらが村で定めているあっせん基準になりますが、その基準の第2に農用地等の権利を取得させるべき者の要件が3点掲げてあります。(1)農業を営む者、これには農地所有適格法人、農業後継者、農外からの新規就農希望者等を含みます。(2)農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、(3)独立行政法人農業者年金基金、以上が取得させるべき者になります。

ただし「農業を営む者」だけでは漠然としていますので、その下の第3で農業を営む者の要件について掲げています。

農業振興地域整備計画及び基本構想、いずれも法律に基づき市町村が作成しているものですが、これらの育成しようとする作目・経営形態に即し、次の各号に掲げる要件を備えている者とし、3点掲げています。

(1)当該農用地（あっせんを受ける農用地）の権利取得後の経営面積が、当該地域における農家の平均経営面積以上で農業委員会が定める基準面積、飼養規模を超えるものであること。この基準面積と飼養規模は、次の3頁に添付してあります。(2)その農業経営の資本設備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。(3)その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

今の説明の中で「農業振興地域整備計画」と「基本構想」というものが出てきました。中身が分からないとこれらに即しているかどうか判断できないと思います。これについては下の※印の一つ目をご覧ください。村の基本構想では「農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用の確保に努める」としています。また、認定農業者の認定要件の中では「農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること」と定められています。このことから、認定農業者は基本構想に即しており、基本構想は農業振興地域整備計画に即しているとみることができます。つまり、認定農業者であって、第3の(1)から(3)の要件を満たしていれば「農業を営む者」と判断することができます。

資料はこれで終わりました、お手元にA3番の用紙で「あっせん譲受等候補者名簿」というものを配布しています。更別村農業委員会では毎年1月1日付で名簿を更新するため12月の定例総会でこの名簿を確定させること

になりますが、あらかじめ担当地区分、会長へは全地区分を配布しますので、内容を確認いただき、修正等あれば12月11日までにご連絡をお願いします。

【及川委員】 他の地区は…

【事務局】 今出ました、そういう話もさせていただきますが、居住地区外の担当地区をお持ちの委員については分からない部分もあるかと思いますが、更南であれば会長に、旭、香川、協和であれば前任の委員へ確認するなどお願いします。

【及川委員】 何を、どこら辺を確認すればよいのか？

【事務局】 具体的に名簿の説明をさせていただきますが、名簿の一番左の項目「番号」欄に数字を入れている経営体が譲受の候補者になります。1月1日現在で作成していますので、経営移譲予定者については後継者を2項目目の「氏名」欄に記載しています。認定農業者は、右から3項目目の「認定状況」欄に「認」と記載しています。右から2項目目の「あっせんの状況」欄には今年1年間の賃借及び売買の状況を記載しています。ただし、12月に集積計画を決定する予定のものについては来月の議案に反映致します。更別区のみ他町村の方も候補者として何名か載っていますが、現在集積計画により賃借されている経営体です。

それで、先ほど及川委員が言われたどこを確認すればよいのかということなのですが、お名前、後継者、農業の労働力の状況ですね、その辺りを確認していただければと思います。住所ですとか年齢、経営概況ということで面積の方は全部こちらで確認していますので、それ以外のところ、もし間違いがあれば。例えば名前違うよとか、そういうのがあれば教えていただければと思います。人数の方も、こんなに人数いないよとかもつというよとか、もし気づいた点があれば連絡いただければと思います。

【九々委員】 これ、農業労働力、専従者って書いてありますけど、従業員でも良いんですか？

【事務局】 専従者ということなので、専従者給与を払っているかどうかで判断してもらえれば。

【九々委員】 給与を払っている人ですよね？

【事務局】 他の方の専従者給与を誰に払っているかは分からないと思うんですけども、大体誰と誰と誰がいるなっていうことで。

【九々委員】 対象者としては、Eなんですけども。

【事務局】 法人は役員しか乗せていません。従業員まではこちらで分からないので。

【九々委員】 そしたらこういう形でよろしいですか？

【事務局】 法人の届というものをもらうんですけども、そこには役員とか構成員しか出てこないの、従業員までは分からないんですよ。除いて考えてください。もし、ここどうなのということがありましたら、都度問い合わせください。

【議長】 あとこれ、後継者という欄で、後継者漏れがないかも確認をお願い致します。

【河瀬委員】 専従者というのは、経営主も含められるんでしょう？

【事務局】 含めてください。

【議長】 よろしいでしょうか、この確認の件について。それぞれよろしくお願い致します。

(2) 平成29年度南十勝農業委員等研修会について

【議長】 次に2) 平成29年度南十勝農業委員等研修会について説明をお願い致します。

※ 資料13～14頁

- ・日時：平成30年2月8日（木）～9日（金）
- ・場所：十勝川温泉 第一ホテル

(3) 平成29年 第12回農業委員会定例総会について

※ 第12回定例総会は、12月19日（火）午後からに決定する。
（議件の数で開始時間調整）

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは本日の定例会をこれで終了させていただきます。大変ありがとうございました。